(案) 東京港港湾計画書

- 軽易な変更 -

平成 23 年 11 月

東京港港湾管理者 東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成17年12月 第76回東京都港湾審議会

平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会の議を経、その後の変更については

平成18年12月 第77回東京都港湾審議会

平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会

平成19年12月 第78回東京都港湾審議会

平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会

平成20年12月 第80回東京都港湾審議会

平成21年 5月 第81回東京都港湾審議会

平成21年 7月 交通政策審議会第35回港湾分科会

平成22年 2月 第82回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更	理由	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	港湾環	境	整	備	施	設	計	画		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	土地利	用	計	画		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3

変 更 理 由

周辺状況の変化に対応するため、南部地区の港湾環境整備施設計画 及び土地利用計画を変更する。

1 港湾環境整備施設計画

周辺状況の変化に伴い、次のとおり緑地を計画する。

[港湾環境整備施設計画]

南部地区

(昭和島南緑道公園)

以下の施設を廃止する。

| 既設

し緑地 1 h a

2 土地利用計画

周辺状況の変化に対応するため、南部地区の土地利用計画を次の通り変更する。

(単位:ha)

用途地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	施設用地	包ሔ
南部地区	(142) 142	(240) 240	(126) 126	154	(38) 287	(115) 155	(37) 37	(698) 1, 141

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内料でなる。

で内数である。 注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



東京港港湾計画図

